

平成31年1月4日

組 合 員 各 位

西多摩農業協同組合

代表理事組合長 村野 英夫

共済規程の一部変更について、下記のとおり平成30年12月26日第8回理事会において決議しましたので、定款第54条第2項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、東京都知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

記

1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、e-JIBAIを導入することに伴い、共済規程の一部を変更する。

2. 実施時期

平成31年4月1日

以 上